

# 独立行政法人 国立がん研究センター（非特定）

所在地 東京都中央区築地 5—1—1

電話番号 03—3542—2511 郵便番号 104—0045

ホームページ <http://www.ncc.go.jp/jp/>

根拠法 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）

主務府省 厚生労働省医政局国立病院課、政策統括官付政策評価官（評価委員会庶務）

設立年月日 平成 22 年 4 月 1 日

沿革 昭 37.1 国立がんセンター → 平 22.4 独立行政法人国立がん研究センター

目的 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。

業務の範囲 1. がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2. 前記 1 に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3. がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。4. 前記 3 に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5. 前記 1 から 4 に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## 財務及び予算の状況

<資本金> 91,662 百万円

<国有財産の無償使用> なし

<予算計画>

(単位:百万円)

	区 別	中期計画予算 (平成 22~26 年度)	平成 25 年度予算
収	運営費交付金	43,318	7,425
入	施設整備費補助金	1,988	29

	長期借入金等	12,222	4,085
	業務収入	165,579	40,662
	その他収入	24,995	9,062
	計	248,102	61,263
支出	業務経費	183,862	44,364
	施設整備費	38,374	5,583
	借入金償還	10,170	2,190
	支払利息	2,173	335
	その他支出	5,088	366
	計	239,667	52,838

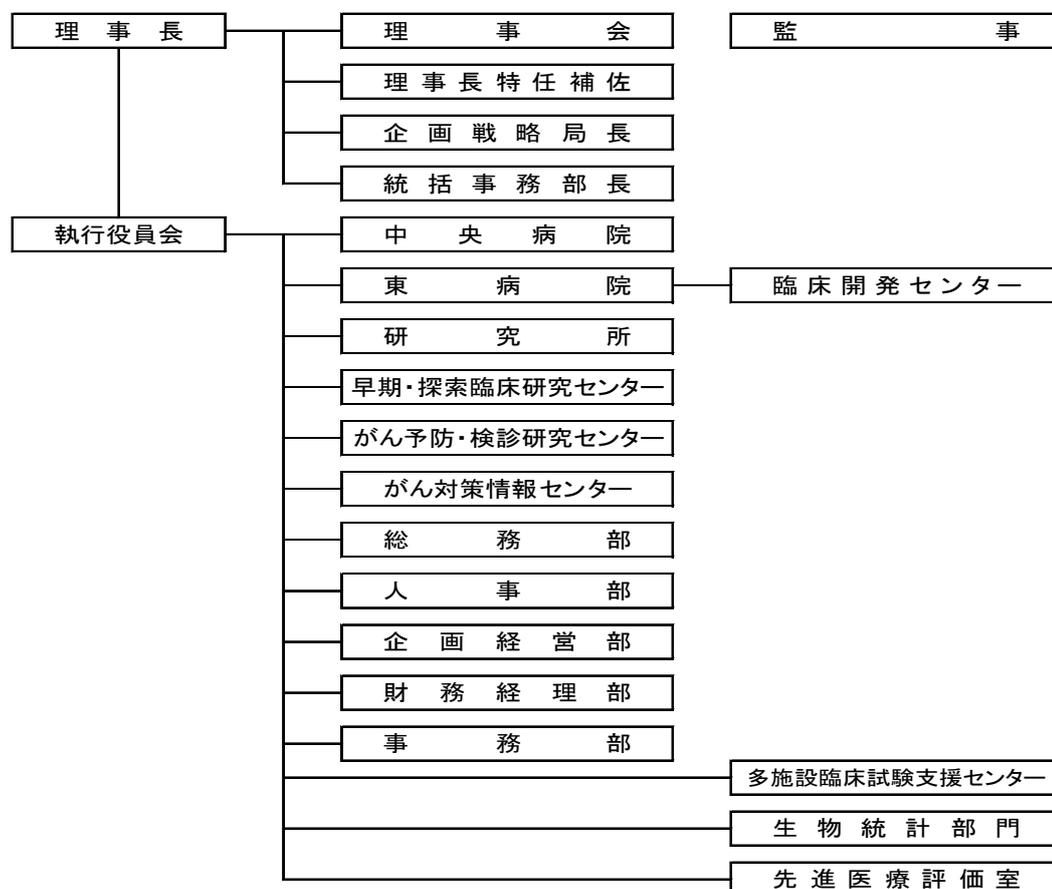
<短期借入金の限度額> 3,400百万円

### 組織の概要

<役員> (理事長・定数1人・任期2年) 堀田 知光 (理事・定数5人・任期2年) 荒井 保明、(非常勤) 末松 誠、(非常勤) 佃 和夫、中釜 斉、(非常勤) 門田 守人 (監事・定数2人・任期2年) (非常勤) 長崎 武彦、(非常勤) 小野 高史

<職員数> 2,755人 (常勤 1,721人、非常勤 1,034人)

<組織図>



## 中期目標

### 第1 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。

### 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1. 研究・開発に関する事項

##### (1) 臨床を志向した研究・開発の推進

高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。

- ① 研究所と病院等、センター内の連携強化
- ② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携
- ③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備
- ④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進

##### (2) 病院における研究・開発の推進

治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。

##### (3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。

#### 2. 医療の提供に関する事項

我が国におけるがんに対する中核的な医療機関として、がん対策推進基本計画に掲げられた、「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」という目標を達成するため、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。

また、がんに対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。

患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実、客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。

緩和医療については、がん患者とその家族が質の高い療養生活を送ることができるよう、治療の初期段階から緩和ケアを提供できる体制を整備すること。

#### 3. 人材育成に関する事項

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、がんに対する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

#### 4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

センター及び都道府県がん診療連携拠点病院等間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。

情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族ががんに関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外のがんに関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。

#### 5. 国への政策提言に関する事項

医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。

#### 6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

##### (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

##### (2) 国際貢献

我が国におけるがんに対する中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。

### 第3 業務運営の効率化に関する事項

#### 1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。

総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。

その際、併せて、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

- ① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し
- ② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化
- ③ 一般管理費（退職手当を除く。）について、平成 21 年度に比し、中期目標期間の最終年度において 15%以上の削減
- ④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保

#### 2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を費用対効果を勘案しつつ推進し、情報を経営分析等に活用すること。推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。

#### 3. 法令遵守等内部統制の適切な構築

法令遵守（コンプライアンス）等内部統制を適切に構築すること。

特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施するとともに、随意契約の適正化を図ること。

### 第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善

を図ること。

1. 自己収入の増加に関する事項

がんに対する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1. 施設・設備整備に関する事項

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

2. 人事の最適化に関する事項

センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。

また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。

3. その他の事項

中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。

ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。

## 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進（別紙）

### 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

がんは単一の疾患ではなく、その原因、宿主背景因子、本態となる遺伝子異常、病態、病期及び治療応答性等において極めて多様な様相を呈することが明らかにされている。その罹患率及び死亡率を抑制するためには、基礎研究、公衆衛生研究及び臨床研究の各分野において高度先駆的な研究・開発を展開するとともに、これら3大分野の有機的な連携に基づく、我が国における総合的研究戦略として推進することが極めて重要である。

このため、がんの原因・本態解明、予防・診断・治療法の基盤となる技術の開発等基礎研究の成果を、公衆衛生研究及び臨床研究に応用し、より優れた予防・診断・治療法の開発に結びつけるとともに、公衆衛生研究及び臨床研究において見出された疑問、仮説を基礎研究の課題として積極的に取り上げる等、双方向性の橋渡し研究を進めていく必要がある。

また、これら研究の方向性及びその成果を的確に評価するためにはまず、がんの実態を把握し、分析する研究が欠かせない。ついで、発生したがんに対する高度先駆的診療技術の開発、日本人のがん罹患率を低減させようとする一次予防法の開発、検診等早期発見による二次予防法の科学的評価と開発が求められる。さらに、このようにして開発されたがんの予防・検診・診断・治療法の均てん化を図るための研究及び対策を展開する必要がある。

センターにおいては、これらの研究課題について、センター内各部門の連携はもとより、国内外の医療機関、研究機関、学会等との一層の連携を図り、総合的な取り組みを進めていくこと。

その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。

### 2. 具体的方針

#### (1) 疾病に着目した研究

##### ① がんの原因、発生・進展のメカニズムの解明

科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、がんの原因、発生・進展のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を行う。

##### ② がんの実態把握

各種がん登録による我が国のがんの罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究によるがんのリスク・予防要因の究明等、がんの実態把握に資する研究を推進する。

##### ③ がんの本態解明に基づく高度先駆的医療、標準医療の向上に資する診断・治療技術及び有効ながん予防・検診法の開発の推進

がんに対する高度先駆的な予防法、検診を含む早期診断法及び治療法の開発に資する研究を推進する。

また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的診断及び治療法の確立に資する研究並びに有効ながん検診法の開発に資する研究を推進する。

がん患者に対する緩和医療の提供に関する研究及び地域医療等との連携による療養生活の質の向上と普及に関する研究を行うとともに、地域ぐるみの在宅医療を含めた医療システムのモデル開発を行う。

また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。

##### ④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月30日閣議決定）においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。

この趣旨を踏まえ、がんに関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、

医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。

また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。

これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図ること。

## （2）均てん化に着目した研究

### ① 医療の均てん化手法の開発の推進

関係学会等との連携を図り、臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。

がんに対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。

### ② 情報発信手法の開発

がんに対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。

【独立行政法人国立がん研究センター】

貸借対照表  
(平成25年3月31日)

(単位: 円)

科 目	金 額		
資産の部			
I 流動資産			
現金及び預金		11,884,770,854	
有価証券		1,500,520,902	
医業未収金	5,375,474,801		
貸倒引当金	△ 10,328,272	5,365,146,529	
未収金		2,442,654,548	
医薬品		237,497,138	
診療材料		2,049,656	
給食用材料		10,222,957	
貯蔵品		75,856,296	
前払費用		48,926,960	
未収収益		25,107,619	
その他流動資産		647,124	
流動資産合計			21,593,400,583
II 固定資産			
1 有形固定資産			
建物	27,043,404,578		
減価償却累計額	△ 3,892,837,388	23,150,567,190	
構築物	29,998,303		
減価償却累計額	△ 12,152,299	17,846,004	
医療用器械備品	13,877,828,671		
減価償却累計額	△ 5,963,937,624	7,913,891,047	
その他器械備品	7,496,366,980		
減価償却累計額	△ 3,026,143,716	4,470,223,264	
車両	1,147,627		
減価償却累計額	△ 1,147,626	1	
土地		61,096,514,650	
建設仮勘定		1,025,435,793	
その他有形固定資産		25,000,000	
有形固定資産合計		97,699,477,949	
2 無形固定資産			
ソフトウェア		251,319,600	
電話加入権		368,000	
その他無形固定資産		21,948,301	
無形固定資産合計		273,635,901	
3 投資その他の資産			
投資有価証券		12,184,399,241	
破産更生債権等	17,602,132		
貸倒引当金	△ 17,602,132	0	
長期前払費用		67,565,966	
投資その他の資産合計		12,251,965,207	
固定資産合計			110,225,079,057
資産合計			131,818,479,640

(単位: 円)

科 目	金 額		
負債の部			
I 流動負債			
運営費交付金債務		115,739,650	
預り補助金等		110,616,253	
預り寄附金		2,037,637	
一年以内返済長期借入金		2,189,740,770	
買掛金		2,009,979,778	
未払金		6,970,544,868	
一年以内支払リース債務		373,065,633	
未払消費税等		27,764,800	
前受金		945,149,782	
預り金		944,943,778	
未払費用		41,193,586	
引当金			
賞与引当金	900,982,512	900,982,512	
その他流動負債		31,200,393	
流動負債合計			14,662,959,440
II 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金	737,912,383		
資産見返補助金等	1,440,790,389		
資産見返寄附金	56,780,276	2,235,483,048	
長期借入金		14,156,625,850	
リース債務		252,069,337	
引当金			
退職給付引当金	85,498,157		
環境対策引当金	189,599,550	275,097,707	
資産除去債務		2,106,287,344	
その他固定負債		320,000	
固定負債合計			19,025,883,286
負債合計			33,688,842,726
純資産の部			
I 資本金			
政府出資金		91,662,446,513	
資本金合計			91,662,446,513
II 資本剰余金			
資本剰余金		6,105,085,985	
損益外減価償却累計額(一)		△ 3,342,147,265	
損益外利息費用累計額(一)		△ 3,192,780	
資本剰余金合計			2,759,745,940
III 利益剰余金			
積立金		3,507,342,672	
当期未処分利益		200,101,789	
(うち当期総利益)	(	200,101,789)	
利益剰余金合計			3,707,444,461
純資産合計			98,129,636,914
負債純資産合計			131,818,479,640

# 損益計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位: 円)

科 目	金	額	
経常費用			
業務費			
給与費	17,422,344,986		
材料費	13,858,582,666		
委託費	2,812,606,101		
設備関係費	6,099,147,513		
経費	5,952,320,483		
その他	2,062,525	46,147,064,274	
一般管理費			
給与費	965,049,793		
経費	361,803,103		
減価償却費	4,845,398	1,331,698,294	
財務費用		374,512,461	
その他経常費用		114,174,752	
経常費用合計			47,967,449,781
経常収益			
運営費交付金収益		7,778,284,595	
補助金等収益		578,356,517	
業務収益			
医業収益	34,351,148,045		
研修収益	17,967,571		
研究収益	4,792,523,817	39,161,639,433	
寄附金収益		41,880,462	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金戻入	125,160,563		
資産見返補助金等戻入	290,461,489		
資産見返寄附金戻入	7,712,387	423,334,439	
施設費収益		7,804,834	
財務収益		39,884,565	
その他経常収益		351,288,819	
経常収益合計			48,382,473,664
経常利益			415,023,883
臨時損失			
固定資産除却損		35,996,842	
その他臨時損失		191,767,618	227,764,460
臨時利益			
その他臨時利益		12,842,366	12,842,366
当期純利益			200,101,789
当期総利益			200,101,789